

【お知らせ】 工事評定書の活用方針などについて

優秀工事表彰基準の見直し方針、工事成績の評価区分方針、工事成績評定結果の通知・公表方針及び工事成績評定結果の活用方針を次の通り定めましたのでお知らせ致します。

1. 優秀工事表彰基準の見直し方針

最高評点以下 10 件(ベスト 10)を優秀工事表彰の対象(評定基準が「優秀」であるものに限る。)としました。ただし、平成 20 年度に平成 17 年度～平成 19 年度迄のデータを基に再度見直しをします。

優秀工事現場代理人表彰を優秀工事現場技術者表彰に改めました。

2. 工事成績の評価区分方針・工事成績評定結果の通知・公表方針

各工事の請負工事業者の皆様方(契約金額が 300 万円以上の工事に限る。)には、工事成績評定点及び評価基準(「優秀」・「普通」・「劣る」の 3 段階)を平成 18 年 4 月 1 日以降の工事発注分から郵送で通知します。

評定基準	優秀	普通	劣る
工事成績評定点	81 以上	81 未満～65 以上	65 未満

平成 19 年度に平成 17 年度及び平成 18 年度のデータを基に分析を行い、平成 20 年度工事から評価基準を「優秀」・「良い」・「普通」・「劣る」の 4 段階で通知します。

上記区分については、必要に応じて見直すものとします。

工事成績評定結果の公表については、平成 20 年度を目処に出来るだけ早い時期に実施します。

3. 工事成績評定結果の活用方針

工事成績評定点 65 点未満(評価基準：劣る)の工事の内、「一定要件(基準)」に該当するものについては、入札参加・応募資格の欠格要件等々の対象とする方向で検討します。

「一定要件(基準)」については、平成 17 年度及び平成 18 年度のデータを基に平成 19 年度に検討します。

平成 20 年度以降の工事成績評定点を平成 22 年度から業者選定等々に活用していきます。なお、平成 20 年度から実施可能な事項については、その都度実施していきます。

4. 以上の方針に基づき、関係要領等を策定(改正)しました。

佐世保市工事成績評定実施要領

佐世保市工事成績評定通知実施要領

佐世保市工事成績評定評価委員会設置要領

佐世保市工事成績評定審査委員会設置要領

佐世保市優秀工事及び優秀工事現場技術者表彰事務取扱基準

以 上
(技術監理課)